

総合事業の対象者の弾力化に関するQ&A

Q1. 地域デイサービスとはどのような事業なのか。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者や基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象にした介護予防・生活支援サービスの中の住民主体の通所型サービスです。
- ・地域の住民やNPO法人が運営する、週1回、3時間程度のミニデイ形式の定期的な「通いの場」で、食事と介護予防を目的とした体操やレクリエーションなどの活動を行います。

Q2. 継続利用要介護者として地域デイサービスを利用できるのはどのような方か。

- ・継続利用要介護者として地域デイサービスを利用するためには、
 - 令和3年4月1日以降要支援者等として地域デイサービスを利用し、その後介護認定による介護給付サービスを受けた以降も継続して地域デイサービスを利用すること。
 - 利用している地域デイサービス団体が、要介護認定後による介護給付サービスを受けた以降も継続して受け入れること。
 - ケアマネジャーが当該利用者の地域デイサービスの利用について適切性を判断し、ケアプランに位置付けること。が必要となります。
- ・また、継続利用要介護者として介護給付サービスを受けながら、地域デイサービス利用している方が、介護給付サービスの利用をやめて、引き続き地域デイサービスのみを利用することになった要介護者も引き続き継続利用要介護者として利用できます。この場合のケアマネジメントの主体は、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）になります。

Q3. 地域デイサービスの各団体が継続利用要介護者を受け入れるかどうかの意向を知りたい

- ・地域デイサービス団体に対し意向調査を行い、団体が活動する地区のあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）に情報提供いたします。令和4年4月1日以降、各地区のあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）にお問い合わせ願います。

Q4. 居宅介護支援事業所が継続利用要介護者に対して行う居宅介護支援のケアプランは、どの様式を使うのか。

- ・継続利用要介護者に対する様式も通常のケアプランの様式と変わりありません。
- ・居宅サービス計画書の第2表と第3表（週刊サービス計画表）に、利用する地域デイサービスを記載してください。

Q 5. あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）が継続利用要介護者に対してケアマネジメントを行うケースは、居宅介護支援事業所に再委託できるのか。

・要介護者に対する継続した支援という観点から、原則、介護給付サービスを利用しながら地域デイサービス利用していた際に居宅介護支援を行っていた居宅介護支援事業所であれば、介護予防ケアマネジメントBでも再委託は可能とするよう、介護予防ケアマネジメントマニュアルを改訂いたします。

※夫婦の片方を担当するケアマネにする、廃業、担当していたケアマネが別事業所へ移った場合などは、同じ居宅介護支援事業所でなくても再委託は可能です。

Q 6. 介護予防ケアマネジメントBを居宅介護支援事業所に再委託する場合で、介護給付サービスを受けながら、地域デイサービスを利用していた際に居宅介護支援を行っていた居宅介護支援事業所と同じ事業所に引き続き委託する場合、初回加算は請求できるのか。

・居宅介護支援から介護予防ケアマネジメントBに代わるため、初回加算の請求は可能です。これは、介護給付サービスを受けなくなった時点で状態像に一定の変化があったと考えられ、再度アセスメントを行い、介護予防ケアマネジメント依頼届の提出を含め、ケアマネジメントの一連の手続きをあらためて行うことになるためです。（ケアプランの様式も居宅サービス計画書と異なります。様式については、委託元のあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）へお問い合わせください。）

Q 7. 継続利用要介護者が、地域デイサービスを利用した場合、給付管理票に記載するのか。

・要支援者や事業対象者が地域デイサービスを利用する場合と同様に、限度額管理を行う必要がないため、給付管理表に記載する必要はありません。

Q 8. 要介護認定をうけ、地域デイサービス以外のサービスを利用しない方のケアマネジメントの主体はどこか。

・令和3年4月1日以降、要支援者又は事業対象者として地域デイサービスを利用されていた方が、要介護認定を受け、要介護者となった以降も介護給付サービスを利用せずに、地域デイサービスのみを利用する場合、継続利用要介護者には該当せず、一般利用者としての参加となるため、地域デイサービスに参加するにあたってケアマネジメントは必要ありません。

Q 9. 継続利用要介護者に該当するかどうか、複雑なケースについては、どこに相談すれば良いか。

・判断に迷うケースについては、介護予防・地域支援課にご相談ください。

Q10. 継続利用要介護者に該当するケース、該当しないケースの例を知りたい。

例1

要支援者等が、令和4年4月1日以降も継続して地域デイサービスを利用し、令和4年4月1日以降要介護認定による介護給付サービスを受け、引き続き地域デイサービスを利用する場合、介護給付サービスを利用した以降は、継続利用要介護者として補助対象となります（ケアプランに位置付けられている場合に限ります）。

	4.4.1	
要支援等		要介護者
		介護給付サービス利用
地域デイ利用		地域デイ継続利用
		【地域デイ補助対象】

例2

要支援者等として地域デイサービスを利用していた方が、令和3年4月1日以前に要介護認定を受け介護給付サービスを受けた場合、要支援者等として、令和3年4月1日以降に地域デイサービスを利用していないため、令和4年4月1日以降、地域デイサービスの利用を希望したとしても継続利用要介護者には該当せず、補助対象にはなりません。

	3.4.1		4.4.1
要支援等	要介護者		
	介護給付サービス利用		
地域デイ利用	地域デイ一般利用		(地域デイ利用希望)
			【地域デイ補助対象外】

例3

要支援者等として令和3年4月1日以降地域デイサービスを利用し、令和3年度中に要介護認定による介護給付サービスを受けてからは一般参加者として継続して地域デイサービスを利用し、令和4年4月1日以降も引き続き地域デイサービスを利用する場合、令和4年4月1日以降は、継続利用要介護者として補助対象となります（ケアプランに位置付けられている場合に限ります）。

	3.4.1		4.4.1
要支援等		要介護者	
		介護給付サービス利用	
地域デイ利用		地域デイ一般利用	地域デイ継続利用
			【地域デイ補助対象】

例4

要支援者等として令和4年4月1日以降、地域デイサービスを利用し、令和4年度中に要介護認定による介護給付サービスを受け、その後、介護給付のサービスの利用をやめて地域デイサービスのみを継続して利用することになった場合、継続利用要介護者として補助対象になります（ケアプランに位置付けられている場合に限ります）。

※ケアマネジメントの主体があんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）になるケース

	4.4.1		
要支援等		要介護者	
		介護給付サービス利用	介護給付利用しない
地域デイ利用		継続利用要介護者	地域デイ継続利用
		【地域デイ補助対象】	【地域デイ補助対象】

例5

要支援者等として、令和4年4月1日以降に地域デイサービスを利用し、その後、要介護認定により要介護者となった後、介護給付サービスを利用せずに地域デイサービスのみを利用する場合は、継続利用要介護者には該当せず、補助対象にはなりません。

国の「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」に「継続利用要介護者は、介護給付を受けながら、本人の希望により住主体のサービスを利用することとなる」とあるとおり、介護給付サービスを受けることが継続利用要介護者の条件になります。

	4.4.1		
要支援等		要介護者	
		(介護給付サービス利用しない)	
地域デイ利用		(地域デイ利用希望)	
		【地域デイ補助対象外】	

例6

要支援者等として令和4年4月1日以降、地域デイサービスを利用し、令和4年度中に要介護認定による介護給付サービスを受けたが、それまで利用していた地域デイサービス団体とは別の地域デイサービス団体を利用する場合、「地域とのつながりを継続する」という観点から外れるため、継続利用要介護者には該当せず、補助対象にはなりません。

	4.4.1		
要支援等		要介護者	
		介護給付サービス利用	
地域デイ[A団体]利用		地域デイ[B団体]利用	
		【地域デイ補助対象外】	